

平成 30 年 12 月 4 日

許可業者各位

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

交通事故防止の取組みについて(通知)

交通事故撲滅に向け、これまでも安全運転の徹底について注意喚起してきているが、先日、許可業者車両が自転車と接触し、自転車に乗っていた男性が重体となる事故が発生した。

一般廃棄物収集運搬業は公共性が非常に高い事業であり、市民の快適な生活環境の維持に資する業務であることを認識したうえで、従業員へ安全運転・安全作業について周知徹底することにより、交通事故、作業事故防止に万全を期すこと。

また、平成 30 年度交通事故撲滅に向けた重点項目についても、各許可業者において、再度従業員へ周知徹底すること。

なお、万一、一般廃棄物収集運搬業において交通事故が発生した場合は、人命救助を第一に適切に対応するとともに、当課あて速やかに報告するよう申し添える。

【平成 30 年度交通事故撲滅に向けた重点目標】

- 制限速度・交通信号・一旦停止を遵守すること。
- 歩道への乗り上げ、車両の逆止めを行わないこと。
- 事故を未然に防ぐため、安全確認・危険予測に努めること。
- ドライブレコーダーを活用した交通安全教育を実施すること。
- 後部スライドゲートの閉口を徹底すること。